



山形県公報

平成23年10月11日(火)

号 外 (30)

目 次

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 5

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... (同) ... 同

山形県手数料条例の一部を改正する条例..... (財 政 課) ... 6

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 同

山形県立自然公園条例等の一部を改正する条例..... (みどり自然課) ... 8

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例..... (危機管理課) ... 17

障害者基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例..... (障がい福祉課) ... 同

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例..... (農山漁村計画課) ... 19

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例..... (都市計画課) ... 同

山形県スポーツ推進審議会条例..... (教 育 庁) ... 同

山形県スポーツ振興審議会条例を廃止する条例..... (同) ... 20

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の一部を改正する条例..... (警 察 本 部) ... 同

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (人事課)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (人事課)

- 1 東日本大震災の発生に伴い、特殊勤務手当について次に掲げる特例を定めることとした。
 - (1) 職員等が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内又はその周辺で作業に従事した場合に、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当を支給することとし、その額及び支給方法を定めることとした。(附則第5項～第8項関係)
 - (2) 東日本大震災に対処するため、職員にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当が、警察職員にあつては警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当が支給される作業に引き続き5日以上従事した場合((1)の特例の適用がある場合を除く。)のこれらの手当の額は、通常支給されるべき額に、100分の100に相当する額を加算した額とすることとした。(附則第9項及び第10項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊

勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（財政課）

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（税政課）

1 県民税

(1) 個人の県民税の徴収取扱費について、市町村長から計算書の送付があった日の属する月の翌月の末日までに交付することとした。（第40条第3項関係）

(2) 法人等の県民税の法人税割の税率の特例措置の適用期限を平成29年1月31日まで延長することとした。（附則第13条関係）

2 自動車取得税

(1) 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一定の一般乗合用のバスを取得した場合において、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、当該自動車の取得に対して、自動車取得税を課さないこととした。（附則第15条の2の2の4関係）

(2) 警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が、警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車であつた当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの等（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第25条関係）

3 自動車税

(1) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が2の(2)の適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。（附則第26条第1項～第3項関係）

(2) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。（附則第26条第4項関係）

4 2の(1)に関する改正規定による改正後の山形県県税条例の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税から適用することとした。（改正条例附則第2項関係）

山形県立自然公園条例等の一部を改正する条例（県条例第44号）（みどり自然課）

1 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例

(1) 目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加することとした。（第1条関係）

(2) 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等、屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更及び風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるものを追加することとした。（第11条第3項関係）

(3) 生態系維持回復事業の創設

イ 知事は、県立自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、生態系維持回復事業計画を定めることができることとした。（第17条の2関係）

ロ 県は、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要が

あると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができることとするとともに、県以外の者についても、その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認又は認定を受けて生態系維持回復事業を行うことができることとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、山形県立自然公園条例上の許可等を要しないこととした。（第17条の3関係）

(4) 公園事業の執行に関する規定の整備及び罰則の追加

イ 公園事業の適正な執行を確保するため、公園事業の認可を受けた者に対する改善命令及び原状回復命令、公園事業者の地位の承継、公園事業の休廃止等について定めることとした。（第10条の2～第10条の7関係）

ロ 公園事業の執行に関する規定についての罰則を追加することとした。（第26条～第29条及び第31条関係）

2 山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例

(1) 目的として、生物の多様性の確保を明確化することとした。（第1条関係）

(2) 自然環境保全地域の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等及び自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるものを追加することとした。（第10条第4項関係）

(3) 生態系維持回復事業の創設

1の(3)に準じて、自然環境保全地域における生態系維持回復事業を創設することとし、当該生態系維持回復事業として行う行為については、山形県自然環境保全条例上の許可等を要しないこととした。（第14条の2及び第14条の3関係）

(4) 罰金の最高額の引上げを行うこととした。（第33条～第36条関係）

3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（危機管理課）

災害救助法施行令の一部改正に伴い、障害補償の支給の対象となる障害及びその等級を改めることとした。

障害者基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第46号）（障がい福祉課）

障害者基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（農山漁村計画課）

分担金徴収の対象となる県営土地改良事業を追加することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（都市計画課）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県スポーツ推進審議会条例（県条例第49号）（教育庁）

1 スポーツ基本法第31条に規定する合議制の機関として、山形県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議することとした。（第2条関係）

3 審議会は、委員20人以内で組織することとし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第3条関係）

4 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命することとし、委員の任期は2年、臨時委員の任期は特別の事項に関する調査審議を終了するまでとした。（第4条関係）

- 5 審議会は、部会を置くことができることとした。（第7条第1項関係）
山形県スポーツ振興審議会条例を廃止する条例（県条例第50号）（教育庁）
スポーツ基本法の施行に伴い、スポーツ振興法に基づき制定された山形県スポーツ振興審議会条例を廃止することとした。
- 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（警察本部）
- 1 警察職員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、職務を遂行したことにより災害を受けて死亡した場合に、その遺族に対し、殉職者特別賞じゆつ金を支給することとした。（第5条第1項関係）
 - 2 1に関する改正規定による改正後の山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における職務の遂行により災害を受け、そのために死亡した職員に対する賞じゆつについて適用することとした。（改正条例附則第2項関係）

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第34項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改める。

附則第38項中「附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」を「附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」に、「附則第25条」を「附則第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）

5 職員等が次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

(4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）

6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与え

- ると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)
- (2) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
- (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- (7) 前項第4号の作業 2,500円
- 7 同一の日において前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- 8 前2項の規定により受けるべき額に係る作業が附則第6項第3号、第5号又は第7号の作業である場合において、当該作業に従事した時間（人事委員会が定める時間を含む。）が1日につき4時間に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、その日の当該作業に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 9 第13条第1項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項各号（第2号を除く。）に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号（第2号を除く。）に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 10 警察職員が東日本大震災に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第408号中「又は第39条の7第9項」を削り、同項第409号中「又は第39条の7第11項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第40条第3項中「から30日以内」を「の属する月の翌月の末日まで」に改める。

第77条第1項中「第39条の2の4第1項で定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項で定める」を「同条第2項に規定する」に改める。

第80条の6第1項中「第39条の6」を「第39条の5」に改める。

第80条の7第1項中「第39条の7の2で定める」を「第39条の7に規定する」に改める。

第89条第1項第2号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

附則第7条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定によりみなして適用する場合における第29条第8項の規定の適用については、同項中「第7条の4の2第1項」とあるのは「附則第6条」と、「同条第2項」とあるのは「施行令第7条の4の2第2項」とする。

附則第13条中「平成24年1月31日」を「平成29年1月31日」に改める。

附則第14条の3第3項中「附則第3条の2の21」を「附則第3条の2の20」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に改め、同条第5項中「第39条の2の4第1項で定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項で定める」を「同条第2項に規定する」に改める。

附則第15条の2の2の3の次に次の1条を加える。

（自動車取得税の非課税の範囲）

第15条の2の2の4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になっている地域における交通手段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第111条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附則に次の2条を加える。

（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対象区域内自動車の用途廃止等前に取得した他の自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第25条 法附則第51条第3項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）内の第111条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域に係る法附則第51条第3項に規定する警戒区域設定指示（以下「警戒区域設定指示」という。）が行われた日における所有者（第112条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対象区域内自動車の用途廃止等前に取得した他の自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等）

第26条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車（第132条第1項に規定する自動車に限る。）に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 対象区域内自動車（第132条第1項に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2の2の4の規定は、平成23年7月1日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税から適用する。

（平成23年4月21日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

3 平成23年4月21日における新条例附則第25条第1項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年3月12日において地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に規定する指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新条例附則第25条及び第26条の規定の適用については、同年3月11日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、新条例附則第25条第1項中「法附則第51条第3項に規定する警戒区域設定指示区域」とあるのは「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第2条の規定により読み替えて適用される法附則第51条第3項に規定する警戒区域設定指示区域」と、「当該警戒区域設定指示区域に係る法附則第51条第3項に規定する警戒区域設定指示（以下「警戒区域設定指示」という。）が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、「施行令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第258号。以下「改正令」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用される施行令」と、「法附則第52条第2項」とあるのは「地方税法等改正法附則第2条の規定により読み替えて適用される法附則第52条第2項」と、同条第2項中「施行令」とあるのは「改正令附則第3条の規定により読み替えて適用される施行令」と、新条例附則第26条第1項中「施行令」とあるのは「改正令附則第3条の規定により読み替えて適用される施行令」と、「前条第1項」とあるのは「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成23年10月県条例第43号）附則第3項の規定により読み替えて適用される前条第1項」と、同条第2項中「施行令」とあるのは「改正令附則第3条の規定により読み替えて適用される施行令」と、同条第4項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。

山形県立自然公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(山形県立自然公園条例の一部改正)

第1条 山形県立自然公園条例（昭和33年7月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すぐれた」を「優れた」に、「図り、もつて」を「図ることにより、」に、「こと」を「とともに、生物の多様性の確保に寄与すること」に改める。

第2条第1号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条第3号中「基いて」を「基づいて」に、「知事が別に」を「規則で」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第7条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、「及び公園事業」を削り、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(公園事業の決定)

第8条の2 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第9条第2項中「市町村は、知事に協議し、その同意を得て」を「国又は市町村は、規則で定めるところにより、知事に協議して」に改め、同条第3項中「県」を「国、県」に、「知事」を「規則で定めるところにより、知事」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理又は経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第9条に次の6項を加える。

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は市町村にあつては知事に協議しなければならないが、国、県又は市町村以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、県立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件

を付することができる。

第3章中第10条の次に次の6条を加える。

（改善命令）

第10条の2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、第9条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第10条の3 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町村である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県又は市町村以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第9条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第10条の4 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その日の1月前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第10条の5 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第9条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第9条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第9条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第9条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第9条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第10条の2の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第9条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第10条の6 知事は、第9条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者

を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第10条の7 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第11条第1項中「内に」を「（海域を除く。）内に、」に改め、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第11条第3項中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、同項第11号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(15) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

第11条第3項中第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第11条第3項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第11条第3項に次の1号を加える。

(18) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第11条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して3月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第11条第6項中「を植栽し、又は家畜を放牧しよう」を「の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第7項中「前4項」を「第3項から前項まで」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等（第17条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同

じ。)として行う行為

第13条第1項ただし書中「海面」を「海域」に改め、同項第1号中「含む。）」を「含む。）」に改め、同項第4号中「海面」を「海域」に改め、同条第2項中「とる」を「執る」に改め、同条第7項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第14条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第15条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第1項中「とる」を「執る」に改め、同条第2項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第17条第1項第1号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同項第2号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条第3項中「の請求があるときは、これを」を「に」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第17条の2 知事は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第17条の3 県は、県立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国又は市町村は、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国、県及び市町村以外の者は、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は市町村にあつては知事の確認を、国、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第17条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第17条の5 知事は、第17条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第18条中「海面」を「海域」に改める。

第25条第1項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「かき、さく」を「垣、柵」に改め、同項ただし書中「道路法」を「道路法（昭和27年法律第180号）」に、「法律」を「法令」に改め、同条第2項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「この」を「。以下この」に改め、「以下」を削り、「かき、さく」を「垣、柵」に改め、同条第3項中「かき、さく」を「垣、柵」に改め、同条第4項中「の請求があるときは、これを」を「に」に改め、同条第5項中「かき、さく」を「垣、柵」に改める。

第26条中「第14条第1項」を「第10条の6第1項又は第14条第1項」に改める。

第27条第2号中「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第28条中「第13条第2項」を「第10条の2、第13条第2項」に改める。

第29条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「よる」を「違反して」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第10条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条の次に次の1条を加える。

第31条 第9条第9項、第10条の4又は第10条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

（山形県自然環境保全条例の一部改正）

第2条 山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 里山環境保全地域（第14条の2 第14条の7）」を

「第3章の2 生態系維持回復事業（第14条の2 第14条の4）」に改める。

第3章の3 里山環境保全地域（第14条の5 第14条の10）」

第1条中「区域等」を「区域等の生物の多様性の確保その他」に改める。

第6条第2項第2号中「係る」を「係る生物の多様性の確保その他の」に改める。

第8条第1項及び第2項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「公示しなければ」を「公示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第9条中「又は市町村」を削り、同条に次の1項を加える。

2 国又は市町村は、知事に協議して、保全事業の一部を執行することができる。

第10条第3項中「あわせて」を「あわせて、」に改め、「第5項第2号の規定により」を削り、「伐採」を「伐採（第10項に規定する行為に該当するものを除く。）」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

第10条第4項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第10条第4項に次の1号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第10条第5項を削り、同条第6項中「第4項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第10条中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、同条に次の1項を加える。

10 次に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

(1) 保全事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第14条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障

を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

第11条第3項第1号中「又は協議をした行為（前条第9項ただし書に規定する）」を「（自然環境保全法第50条の規定によりその例によることとされる同法第30条において準用する同法第21条第1項後段の規定による協議に係る）」に改め、同項第4号中「（国又は地方公共団体にあつては、あらかじめ知事と協議した行為）」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 保全事業の執行として行う行為

(4) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(5) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

第11条第4項中「前条第7項」を「前条第6項」に、「前項第4号」を「前項第7号」に改める。

第12条第2項中「とる」を「執る」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第12条第7項を同条第6項とする。

第13条中「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「附せられた」を「付された」に、「前条第2項」を「同条第2項」に、「とる」を「執る」に改める。

第3章の2中第14条の7を第14条の10とする。

第14条の6中「とる」を「執る」に改め、同条を第14条の9とする。

第14条の5第2項中「第12条第2項、第3項、第5項及び第6項」を「第12条第2項から第5項まで」に、「第6項中」を「第5項中」に改め、同条を第14条の8とする。

第14条の4中「又は市町村」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市町村は、知事に協議して、里山環境保全事業の一部を執行することができる。

第14条の4を第14条の7とする。

第14条の3第1項中「施設」を「事業」に、「関する保全計画」を「関する計画」に改め、同条第2項第2号中「施設」を「事業」に改め、同条を第14条の6とする。

第14条の2第3項中「第14条の3第1項」を「第14条の6第1項」に、「保全計画」と読み替える」を「計画」と読み替える」に改め、同条を第14条の5とする。

第3章の2を第3章の3とし、第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第14条の2 知事は、生態系維持回復事業（保全計画に基づいて行う事業であつて、自然環境保全地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、山形県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、山形県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第14条の3 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国又は市町村は、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国、県及び市町村以外の者は、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は市町村にあつては知事の確認を、国、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第14条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 第27条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

第15条第1項中「第14条の2第1項」を「第14条の5第1項」に改める。

第26条第1項中「第14条の6」を「第14条の9」に改める。

第27条第1項中「第11条第3項第4号」を「第11条第3項第7号」に、「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に、「とる」を「執る」に、「第14条の5第1項各号」を「第14条の8第1項各号」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第14条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第28条第2項中「及び次条」を削る。

第29条を次のように改める。

（損失の補償）

第29条 県は、第14条の8第2項において準用する第12条第2項の規定による処分を受けたため又は前条第1項の規定による里山環境保全地域に係る職員の行為のため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第33条中「第14条の6」を「第14条の9」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第34条中「一に」を「いずれかに」に、「6箇月」を「6月」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「第10条第4項本文」を「第10条第4項」に改め、同条第2号中「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「附せられた」を「付された」に改める。

第35条中「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

第36条中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同条第1号中「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に改め、同条第2号中「第12条第5項（第14条の5第2項）」を「第12条第4項（第14条の8第2項）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第10条の6の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第9条第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 3 新条例第9条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表七級の項第7号及び第11号中「すべて」を「全て」に改め、同項第12号中「女子の外^{ぼう}貌」を「外^{ぼう}貌」に改め、同表九級の項第15号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

（16）外^{ぼう}貌が相当程度醜くなつたもの

別表十二級の項第14号中「男子の外^{ぼう}貌が著しく」を「外^{ぼう}貌が」に改め、同項第15号を削り、同表十四級の項第10号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

障害者基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県障がい者施策推進協議会条例の一部改正）

第3条 山形県障がい者施策推進協議会条例（昭和47年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第2条第2項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正）

第4条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正）

第5条 山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「を有する者」を削り、「第2条」を「第2条第1号」に、「身体障害又は精神障害を永続的に」を「障害をいう。以下同じ。）を」に改め、「をいう。）を削り、同条第2項中「障がい（障害者基本法第2条に規定する身体障害をいう。）」を「身体上の障がい」に改める。

第4条第1項第3号中「（障害者基本法第2条に規定する障害をいう。）」を削る。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2条」を「第2条第1号」に、「身体障害又は精神障害」を「障害」に改める。

（山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部改正）

第7条 山形県みんなにやさしいまちづくり条例（平成11年10月県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第8条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県高等学校奨学金貸与条例の一部改正）

第9条 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

（山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例の一部改正）

第10条 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表基幹水利施設補修事業の項を削り、同表地域水田農業支援緊急整備事業の項の次に次のように加える。

耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	0.20
--------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号を削り、同条第13号中「による放送事業」を「第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県スポーツ推進審議会条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する合議制の機関として、山形県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又

は現任者の残任期間とする。

- 3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了するまでとする。
（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県スポーツ振興審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県スポーツ振興審議会条例を廃止する条例

山形県スポーツ振興審議会条例（昭和37年3月県条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の一部を改正する条例

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例（昭和42年7月県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「支給等」を「支給」に改め、同条中「第2条」を「第2条第1号」に改め、「これを賞じゅつするため」を削り、「その遺族)に、賞詞を授与し、併せて」を「、その遺族)に対し、」に改める。

第5条第1項中「加えられる」を「加えられ又は災害を被る」に、「を受け」を「又は災害を受け」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における職務の遂行により災害を受け、そのため死亡した職員に対する賞じゅつについて適用する。

平成23年10月11日印刷
平成23年10月11日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056